

**『マンション計画修繕工事の施工管理の知識』【改訂版】**  
**(法令編) 追 録**

**(2026年4月1日現在)**

標題書籍（2024年7月1日発行）について、改訂版発行後の法令改正、公的資料改訂等により修正を要する箇所が生じたので、当該箇所を次のように修正のうえお使いいただきますよう、お願いいたします。（修正部は、太字にて表示。）

頁・箇所	修正前	修正後
3 頁 建設業法施行 令第 2 条	令第 2 条（法第 3 条第 1 項第二号の金額） 法第 3 条第 1 項第二号の政令で定める金額は、4,500 万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、7,000 万円とする。	令第 2 条（法第 3 条第 1 項第二号の金額） 法第 3 条第 1 項第二号の政令で定める金額は、 <b>5,000</b> 万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、 <b>8,000</b> 万円とする。
3 頁 建設業法第 7 条第二号	法第 7 条（許可の基準） 二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。 イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。第 2 6 条の 7 第 1 項第二号ロにおいて同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後 5 年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。同号ロにおいて同じ。）…	法第 7 条（許可の基準） 二 その営業所ごとに、 <b>営業所技術者（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第 1 1 条第 4 項及び第 2 6 条の 5 において同じ。）を専任の者として置く者であること。</b> イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による実業学校を含む。 <b>第 2 6 条の 8</b> 第 1 項第二号ロにおいて同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後 5 年以上又は同法による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。同号ロにおいて同じ。）…

## 6頁 ルール1：見積条件の明確化と適正な見積期間 修正

### ルール1：見積条件の明確化と適正な見積期間

建設業法では、下請契約に関しても法第19条建設工事の請負契約の内容（**施工管理編頁133参照**）に則り、工事内容、工事着手及び工事完成の時期、前金払又は出来形部分に対する支払の時期及び方法等の16の項目のうち**第二号（請負代金の額）と第十六号（その他国土交通省令で定める事項）を除く14の項目**を見積条件として提示しなければならない。

又、**第一号の「工事内容」**については、最低限、次の8つの事項が明示されている必要がある。

- ・ 工事名称
- ・ 施工場所
- ・ 設計図書（数量等含む）
- ・ 下請工事の責任施工範囲
- ・ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
- ・ 見積条件及び他工種との関係部位・特殊部分に関する事項
- ・ 施工環境・施工制約に関する事項
- ・ 材料費、労働災害防止対策、**建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理**に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

## 6頁 ルール2：内訳を明らかにした見積り 修正

### ルール2：材料費等の内訳を明らかにした見積りの作成・交付

合理的な根拠もなく、原価にも満たない安い代金で、下請業者に工事をむりやり押しつけた場合には、法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）に違反することがある。自らが行った「工事の種別」ごとの「経費の内訳」の査定方法をまた、「工事の工程」ごとの作業日数等を明らかにして下請業者にきちんと説明し、両者合意のもとで契約を行う。

工事の種別とは？

切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工事の別」及び本館、別館のような「目的物の別」をいいます。

経費の内訳とは？

労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費、建設副産物の適正処理に要する経費、法定福利費等の別をいいます。

法定福利費とは？

元請負人及び下請負人は、建設業者が、義務的に負担しなければならない社会保険や労働保険の保険料が含まれた法定福利費を必要経費として適切に確保する必要があります。このため下請負人は、自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示する必要があります。

安全衛生経費とは？

労働災害の防止や作業員の安全確保のために必要な費用であり、安全設備の設置、保護具の支給、安全教育、巡視・点検等に要するコストをいいます。これらの費用は適正な施工体制確保の観点から、見積書において内訳として明示することが求められています。

## 7～8頁 ルール3・4・5・6 順番及び本文修正

### ルール3：適正な工期の設定

建設工事の請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、当初契約の締結に当たって適正な工期を設定し、元請負人は工程管理を適正に行い、できる限り工期に変更が生じないように努めなければならない。

また、長時間労働の是正のため、契約締結に際し注文者は、工事を施工するために著しく短い工期で契約を締結することが禁じられている。

工期に変更が生じた場合は、当初契約を締結したと同様に、工期変更に係る工事の着工前に変更の内容を書面にて署名・捺印を行い、相互に交付しなければならない。この場合、下請負人の責めに帰すべき理由がない工期の変更や、工期変更に起因する工事の費用の増加については、元請負人がその費用を負担する。

### ルール4：適正な請負代金の設定

下請工事の施工において、無理な手段、期間等を下請負人に強いることは、手抜き工事、不良工事等の原因となり、経済的基盤の弱い中小零細企業の経営の安定を阻害することになる。建設業法では、建設工事の注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人に不当に低い請負代金を強いることを禁止している。また、下請代金の額の交渉において元請負人が自らの希望額を下請負人に提示（指値）することも禁じられている。

元請負人が下請負人に契約額を提示する場合には、自らが提示した額の積算根拠を

明らかにして、下請負人と十分に協議を行う。この不当に低い請負代金の禁止規定は変更契約にも適用される。

#### **ルール5：書面契約の締結**

下請契約の締結・契約変更に当たっては、契約の内容を明示した適正な契約書を作成し、元請下請の双方が相互に交付しなければならない。

また、注文書・請書による場合には、一定の要件を満たすことが必要であり、契約内容を以下のいずれかの方式での書面で作成する。

- ① 契約書
- ② 注文書・請書＋基本契約書
- ③ 注文書・請書＋基本契約約款

[詳細な内容]

- ① 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書（必要に応じ当該条項の削除・変更をするものとする）
- ② 当事者間で基本契約書を締結し、具体の取引について注文書及び請書の交換を行う。
  - ・基本契約書には、注文書・請書に記載される事項を除き契約書に記載しなければならない重要事項（**15項目**）等を記載し、相互に署名・捺印し交付すること。
  - ・注文書・請書もそれぞれが署名・捺印すること。
- ③ 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。

注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。

  - ・基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、契約書に記載しなければならない重要事項（**15項目**）等を記載。
  - ・注文書・請書もそれぞれが署名・捺印すること。

#### **ルール6：契約変更**

下請工事に関し、追加工事等が発生した**場合、又は**工期が変更となった場合には、着工前に書面による変更契約を締結する。下請け工事に着手した後に工期が変更になった場合の契約変更等の手続きは、変更後の工期が確定した時点で遅延なく行う。

頁・箇所	修正前	修正後
10 頁 ルール 1 : 有償支給の資材代金の回収時期 1 行目	下請工事に必要な資材を注文者が有償支給した場合は	下請工事に必要な資材を <b>元請負人</b> が有償支給した場合は
10 頁 ルール 3-1 : 下請代金の支払期日 1 行目	注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは	<b>元請負人が</b> 、注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは

## 11頁 ルール 5 : 割引困難な手形による支払の禁止 修正

### ルール 5 : 割引困難な手形による支払の禁止

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはならない。

割引を受けることが困難であると認められる手形に当たるか否かは、その時の金融情勢、金融慣行、元請負人・下請負人の信用度等の事情並びに手形の支払期間を総合的に勘案して判断することが必要であるが、手形期間が 120 日を超えるものについては、割引困難な手形に該当するおそれがあるので、手形期間は 120 日以内で、できるだけ短い期間とすることが重要である。元請負人が、特定建設業者、一般建設業者かを問わず下請代金を手形で支払う場合には、元請負人は下請負人に対し手形期間が 120 日を超えない手形を交付することが望ましい。このルールは、前項と同様に特定建設業者が注文者となった下請契約（下請負人が特定建設業者、資本金4,000万円以上の一般建設業者等は除く）に適用される。又、令和 6 年 1 月 1 日以降は、当該支払いを受ける下請負人が、資本金4,000万円未満の一般建設業の許可業者の場合には、60日を超える手形期間の手形交付は、「割引困難な手形」交付とみなされる。

頁・箇所	修正前	修正後
12 頁 建設業法施行 規則第 28 条 (帳簿及び図 書の保存期 間) 第 1・2 項中	「磁気ディスク」	「磁気ディスク」を「 <b>電磁的記録媒体</b> 」に改める

### 13頁 法第26条 修正

法第 26 条 (主任技術者及び監理技術者の設置等)

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第 7 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの (以下「主任技術者」という。) を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額 (当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額) が第 3 条第 1 項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第 15 条第二号イ、ロ又はハに該当する者 (当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者) で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの (以下「監理技術者」という。) を置かなければならない。

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前 2 項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法

により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第15条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

4 前項ただし書の規定は、同項各号の建設工事の工事現場の数が、同一の主任技術者又は監理技術者が各工事現場に係る第26条の4第1項に規定する職務を行つたとしてもその適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

5 第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（同項各号に規定する監理技術者を含む。次項において同じ。）は、第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

6 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

13頁 法第26条第2項の「第3条第1項第二号の政令で定める金額」の関連政令として以下の法令を挿入（法第26条の5、令第27条～34条、則第17条の2、則第17条の3）

**第26条の5（営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例）**

建設業者は、第26条第3項本文に規定する建設工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第7条（第二号に係る部分に限る。）又は第15条（第二号に係る部分に限る。）及び同項本文の規定にかかわらず、その営業所の営業所技術者又は特定営業所技術者について、営業所技術者にあつては第26条第1項の規定により当該工事現場に置かなければならない主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては当該主任技術者又は同条第2項の規定により当該工事現場に置かなければならない監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

- 一 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。
- 二 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。
- 三 当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。
- 四 営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所及び当該建設工事の工事現

場の状況の確認その他の当該営業所における建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理に係る職務並びに当該工事現場に係る前条第1項に規定する職務（次項において「営業所職務等」という。）を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

- 2 前項の規定は、同項の工事現場の数が、営業所技術者又は特定営業所技術者が当該工事現場に係る主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行ったとしても営業所職務等の適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。
- 3 第1項の規定により監理技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者は、第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第26条第5項の講習を受講したものでなければならない。
- 4 前項の特定営業所技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

#### 令第27条（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事1件の請負代金の額が4,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、9,000万円）以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 二 第15条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
- 三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
  - イ 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第二号に規定する事業用施設
  - ロ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第五号に規定する電気通信事業者（同法第9条第一号に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
  - ハ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）
  - ニ 学校
  - ホ 図書館、美術館、博物館又は展示場
  - へ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設
  - ト 病院又は診療所

- チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設
- リ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- ヌ 集会場又は公会堂
- ル 市場又は百貨店
- ロ 事務所
- ワ ホテル又は旅館
- カ 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- ヨ 公衆浴場
- タ 興行場又はダンスホール
- レ 神社、寺院又は教会
- ソ 工場、ドック又は倉庫
- ツ 展望塔

2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

令第28条（法第26条第3項第一号イの金額）

法第26条第3項第一号イの政令で定める金額は、1億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、2億円とする。

令第29条（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）

法第26条第3項第二号の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者
- 二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

令第30条（同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場の数）

法第26条第4項の政令で定める数は、2とする。

令第31条（特定専門工事の対象となる建設工事）

法第26条の3第2項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事

## 二 鉄筋工事

2 法第26条の3第2項の政令で定める金額は、4,500万円とする。

令第32条（法第26条の3第6項の規定による承諾に関する手続等）

法第26条の3第6項の規定による承諾は、注文者が、国土交通省令で定めるところによりあらかじめ、当該承諾に係る元請負人に対し電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該元請負人から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 注文者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る元請負人から書面等により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による通知をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該元請負人から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

令第33条（法第26条の5第1項第二号の金額）

法第26条の5第1項第二号の政令で定める金額は、1億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、2億円とする。

令第34条（営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる工事現場の数）

法第26条の5第2項の政令で定める数は、1とする。

則第17条の2（法第26条第3項第一号口の国土交通省令で定める要件）

法第26条第3項第一号口の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

抜粋 第1項 第一号、三号、四号

一 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、1の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

三 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、同号の主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。

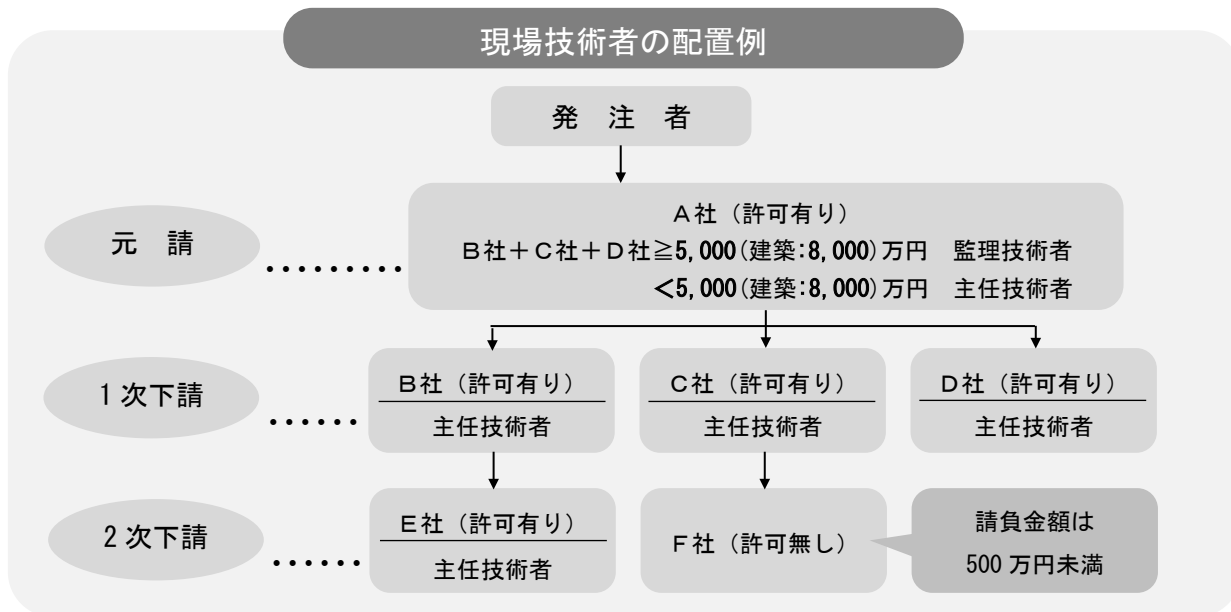
四 第一号の建設工事を請け負った建設業者が、当該工事現場の施工体制を同号の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

則第17条の3（法第26条第3項第一号ハの国土交通省令で定める措置）

法第26条第3項第一号ハの国土交通省令で定める措置は、前条第1項第一号の主任技術者又は監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていることとする。

頁・箇所	修正前	修正後
14 頁 建設業法施行令第2条	令第2条（法第3条第1項第二号の金額） 法第3条第1項第二号の政令で定める金額は、4,500万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、7,000万円とする。	令第2条（法第3条第1項第二号の金額） 法第3条第1項第二号の政令で定める金額は、 <b>5,000万円</b> とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、 <b>8,000万円</b> とする。
14 頁 ルール1：工事現場への主任技術者・監理技術者の配置  同監理技術者：1級 国家資格者	ルール1：工事現場への主任技術者・監理技術者の配置  発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければならない。当初主任技術者の配置でよかった工事が、工事途中の変更で下請代金がこの金額を超えるような場合の、現場技術者の配置例を以下に挙げる。	ルール1：工事現場への主任技術者・監理技術者の <b>設置</b>  発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち <b>5,000万円</b> （建築一式工事の場合は <b>8,000万円</b> ）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければならない。当初主任技術者の配置でよかった工事が、工事途中の変更で下請代金がこの金額を超えるような場合の、現場技術者の配置例を以下に挙げる。

14頁 現場技術者の配置例図 修正



頁・箇所	修正前	修正後
17 頁 ルール 2 ; 主任技術者・監理技術者の専任が必要な工事	マンションの計画修繕工事では、請負代金が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上	マンションの計画修繕工事では、請負代金が <b>4,500 万円</b> （建築一式工事の場合は <b>9,000 万円</b> ）以上
17 頁 建設業法施行令第 27 条（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事） 第 1 項本文	法 26 条第 3 項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事 1 件の請負代金の額が 4,000 万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては 8,000 万円）以上のものとする。	法 26 条第 3 項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事 1 件の請負代金の額が <b>4,500 万円</b> （当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては <b>9,000 万円</b> ）以上のものとする。

**18頁 【建築一式工事以外の場合】【建築一式工事の場合】 表の修正**

**【建築一式工事以外（電気・管・塗装・防水など）の場合】**

・判断①：元請かつ下請に出す金額（＝監理技術者）

区分	下請代金合計	配置技術者	資格要件
特定建設業（元請）	5,000万円以上	監理技術者	1級資格（※指定建設業は必須）
特定建設業（元請）	5,000万円未満	主任技術者	1・2級または実務経験
一般建設業	金額に関係なし	主任技術者	1・2級または実務経験

※指定建設業とは以下の7業種です

土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、造園

監理技術者は必ず1級国家資格者のみ（実務経験では不可）

・判断②：請負金額（＝専任の要否）

請負金額	配置要件
4,500万円以上	専任配置（主任 or 監理）
4,500万円未満	専任不要（兼務可）

**【建築一式工事の場合】**

・判断①：元請かつ下請に出す金額（＝監理技術者）

区分	下請代金合計	配置技術者	資格要件
特定建設業（元請）	8,000万円以上	監理技術者	1級資格（必須）
特定建設業（元請）	8,000万円未満	主任技術者	1・2級または実務経験
一般建設業	金額に関係なし	主任技術者	1・2級または実務経験

・判断②：請負金額（＝専任の要否）

請負金額	配置要件
9,000万円以上	専任配置（主任 or 監理）
9,000万円未満	専任不要（兼務可）

頁・箇所	修正前	修正後
21 頁 ルール 7 : 施工 体制台帳・施工 体系図の作成が 必要となる工事 下段	施工体制台帳等は、発注者から直接建設 工事を請け負った特定建設業者と一次下 請業者との間で締結した請負代金（税込 み）の総額が4,500万円（建築一式： 7,000万円）以上となった場合に公共工 事、民間工事を問わず必ず作成しなけれ ばならない。	施工体制台帳等は、発注者から直接建設工 事を請け負った特定建設業者と一次下請 業者との間で締結した請負代金（税込み） の総額が <b>5,000万円</b> （建築一式： <b>8,000万円</b> ） 以上となった場合に公共工事、民間工事を 問わず必ず作成しなければならない。
21 頁 建設業法施行令 第 7 条の 4	令第 7 条の 4（法第 2 4 条の 8 第 1 項の 金額） 法第 2 4 条の 8 第 1 項の政令で定める金 額は、4,500万円とする。ただし、特定建 設業者が発注者から直接請け負った建設 工事が建築一式工事である場合において は、7,000万円とする。	令第 7 条の 4（法第 2 4 条の 8 第 1 項の 金額） 法第 2 4 条の 8 第 1 項の政令で定める金 額は、 <b>5,000 万円</b> とする。ただし、特定建 設業者が発注者から直接請け負った建設 工事が建築一式工事である場合において は、 <b>8,000 万円</b> とする。

### 23頁 ルール 8 : 特定建設業者に課せられる下請負人に対する指導義務 表の修正

法令の規定	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の設置に関する規定等すべての規定が 対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 (1) 建設業の許可（3条） (2) 一括下請負の禁止（22条） (3) 下請代金の支払（24条の3・6） (4) <b>検査及び確認</b> （24条の4） (5) 主任技術者及び監理技術者の設置等（26条、26条の2）
建築基準法	(1) 違反建築の施工停止命令等（9条1項、10項） (2) 危害防止の技術基準等（90条）
宅地造成及び 特定盛土等規制法	(1) <b>宅地造成等に関する工事の技術的基準等</b> （13条） (2) <b>特定盛土等又は土石の堆積に関する技術的基準等</b> （31条） (3) <b>監督処分</b> （20条2項～4項、39条2項～4項）
労働基準法	(1) 強制労働の禁止（5条） (2) 中間搾取の排除（6条） (3) 賃金の支払（24条） (4) 最低年齢（56条） (5) 坑内労働の禁止及び坑内業務の就業制限（63条、64条の2） (6) <b>安全衛生措置命令</b> （96条の2 2項、96条の3 1項）
職業安定法	(1) 労働者供給事業の禁止（44条） (2) <b>暴行等による職業紹介の禁止</b> （63条一号、65条八号）
労働安全衛生法	(1) 危険・健康障害の防止（98条1項）
労働者派遣法（略）	(1) 建設労働者の派遣の禁止（4条1項二号）

## 24 頁 中段枠内修正

下記は、国土交通省の令和6年度における建設業法令遵守推進本部の活動結果及び通報等の概要である。

### ●令和6年度に各地方整備局等が行った監督処分等の状況

許可取消	1 業者 欠格要件に該当
営業停止	16 業者 公契約関係競売等妨害等 2 件、無許可業者との下請契約 2 件、監理技術者・主任技術者の配置不備 1 件 など
指示	18 業者 労働安全衛生法違反 4 件、営業所専任技術者の配置不備 13 件 など
勧告・ 文書指導等	649 業者 見積に関する事 347 件、契約書の記載に関する事 283 件、請負代金の設定に関する事 99 件、工期の設定に関する事 98 件、価格転嫁に関する事 87 件 など

※1 社が複数の事由に該当することがあるため、業者数と件数は一致しない場合がある。

頁・箇所	修正前	修正後
34 頁 労衛法第 3 条（事業者等の責務（1））第 3 項	3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。	3 建設工事の注文者 <b>その他の</b> 仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、 <b>作業方法、工期、納期</b> 等について、安全で衛生的な作業の遂行を <b>損なう</b> おそれのある条件を <b>付さない</b> ように配慮しなければならない。
34 頁 労衛法第 4 条	法第 4 条（労働者の責務（2）） 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	<b>法第 4 条（事業者等の責務（2））</b> 労働者 <b>及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは</b> 、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
40 頁 石綿則第 4 条（作業計画）第 1 項	（前条第 4 項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）	（前条第 5 項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）

<p>41 頁 石綿則第 4 条の 2 (事前調査の結果 等の報告) 第 1 項 第四号追加</p>	<p>一 建築物の解体工事 (当該工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上であるものに限る。)</p> <p>二 建築物の改修工事 (当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)</p> <p>三 工作物 (石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)</p> <p>の解体工事又は改修工事 (当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)</p>	<p>一 建築物の解体工事 (当該工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上であるものに限る。)</p> <p>二 建築物の改修工事 (当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)</p> <p>三 工作物 (石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)</p> <p>の解体工事又は改修工事 (当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)</p> <p><b>四 船舶 (総トン数20トン以上の船舶に限る。)</b> <b>の解体工事又は改修工事</b></p>
<p>41 頁 石綿則第 4 条の 2 第 2 項第一号</p>	<p>一 第 3 条第 5 項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号</p>	<p>一 第 3 条第 7 項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号</p>
<p>41 頁 石綿則第 4 条の 2 第 2 項第五号</p>	<p>五 第 3 条第 5 項第五号及び第八号に掲げる事項の概要</p>	<p>五 第 3 条第 7 項第五号、第八号及び第九号に掲げる事項の概要</p>

**42～43 頁 石綿含有成形品の除去に係る措置 石綿則 第 6 条の 2 修正**  
**第 6 条の 3 第 13 条 第 14 条 追加**

(石綿含有成形品の除去に係る措置)

**石綿則第 6 条の 2**

事業者は、成形された材料であって石綿等が使用されているもの (石綿含有保温材等を除く。第 3 項において「石綿含有成形品」という。) を建築物、工作物又は船舶から除去する作業においては、切断等以外の方法により当該作業を実施しなければならない。ただし、切断等以外の方法により当該作業を実施することが技術上困難なときは、この限りでない。

**2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、切断等以外の方法により当該作業を実施する必要がある旨を周知させなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。**

**3 事業者は、第 1 項ただし書の場合において、石綿含有成形品のうち特に石綿等の**

粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、当該措置（第一号及び第二号に掲げる措置に限る。）と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、第一号及び第二号の措置については、この限りでない。

- 一 当該作業を行う作業場所を、当該作業以外の作業を行う作業場所からビニルシート等で隔離すること。
- 二 当該作業中は、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずること。
- 三 当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、前二号に掲げる措置を講ずる必要がある旨を周知させること。

**（石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置）**

#### **石綿則第6条の3**

前条第3項の規定は、事業者が建築物、工作物又は船舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業に労働者を従事させる場合及び当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合について準用する。

**（石綿等の切断等の作業等に係る措置）**

#### **石綿則第13条**

事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとする、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じなければならない。

- 一 石綿等の切断等の作業（第6条の2第3項に規定する作業を除く。）
  - 二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿使用建築物等解体等作業を含み、第6条の3に規定する作業を除く。）
  - 三 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
  - 四 粉状の石綿等を混合する作業
  - 五 前各号に掲げる作業、第6条の2第3項に規定する作業又は第6条の3に規定する作業（以下「石綿等の切断等の作業等」という。）において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業
- 2 事業者は、石綿等の切断等の作業等を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

- 3 事業者は、第1項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。

#### 石綿則第14条

事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具(第6条第2項第一号の規定により隔離を行った作業場所における同条第1項第一号に掲げる作業(除去の作業に限る。次項及び第35条の2第2項において「吹付石綿等除去作業」という。))に労働者を従事させるときは、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するもの又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(次項及び第35条の2第2項において「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。)に限る。)を使用させなければならない。

- 2 事業者は、石綿等の切断等の作業等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、呼吸用保護具(吹付石綿等除去作業の一部を請負人に請け負わせるときは、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。)を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
- 3 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。
- 4 事業者は、石綿等の切断等の作業等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業衣又は保護衣を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
- 5 労働者は、事業者から第1項及び第3項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

頁・箇所	修正前	修正後
43 頁 労衛法第15条 (統括安全衛生責任者)第1項	事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が	事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が2以上あるため、その者が2以上あることとなるとき

	<p>2以上あるため、その者が2以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先決の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者(以下「特定元方事業者」という。)は、その労働者及びその請負人(元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。)の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第30条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。</p>	<p>は、当該請負契約のうち最も<b>先次</b>の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者(以下「特定元方事業者」という。)は、<b>当該一の場所において、その労働者である作業従事者(事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。)(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)</b>及びその請負人(元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の<b>全て</b>の請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。)に係る<b>作業従事者</b>が作業を行うときは、これらの<b>作業従事者の作業</b>場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第30条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの<b>作業従事者</b>の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。</p>
<p>43～44 頁      労衛法第15条      (統括安全衛生責任者)第3項</p>	<p>3 第30条第4項の場合において、同項のすべての労働者の数が政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方</p>	<p>3 第30条第4項の場合において、同項の<b>全て</b>の<b>作業従事者</b>の数が政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、これらの<b>作業従事者</b>に関し、これらの<b>作業従事者</b>の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、同条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。この場合においては、当該指</p>

	<p>安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、同条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。</p> <p>この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第1項の規定は、適用しない。</p>	<p>名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第1項の規定は、適用しない。</p>
<p>45 頁 労働法第15条の3（店社安全衛生管理者）第1・2項</p>	<p>建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所（これらの労働者の数が厚生労働省令で定める数未満である場所及び第15条第1項又は第3項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所を除く。）において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第30条第1項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。</p> <p>2 第30条第4項の場合において、同項のすべての労働者の数が厚生労働省令で定める数以上であるとき（第15条第1項又は第3項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときを除く。）は、当該指名された事業者で建設業に属する事業の仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの<b>作業従事者</b>に関し、これらの<b>作業従事者</b>の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、</p>	<p>建設業に属する事業の元方事業者は、<b>その労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）</b>及び関係請負人に<b>係る作業従事者が</b>一の場所（これらの<b>作業従事者</b>の数が厚生労働省令で定める数未満である場所及び第15条第1項又は第3項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所を除く。）において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第30条第1項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。</p> <p>2 第30条第4項の場合において、同項の<b>全て</b>の<b>作業従事者</b>の数が厚生労働省令で定める数以上であるとき（第15条第1項又は第3項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときを除く。）は、当該指名された事業者で建設業に属する事業の仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの<b>作業従事者</b>に関し、これらの<b>作業従事者</b>の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、</p>

	<p>者を選任しなければならないときを除く。)は、当該指名された事業者で建設業に属する事業の仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第30条第1項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、前項の規定は適用しない。</p>	<p>厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第30条第1項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、前項の規定は適用しない。</p>
--	--	--

**49 頁 労働安全衛生法施行令 第18条 (名称等を表示すべき危険物及び有害物) 修正**

法第57条第1項の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 別表第9に掲げる物(アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、ハフニウム、マンガン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)
- 二 国が行う化学品の分類(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格Z七二五二(GHSに基づく化学品の分類方法)に定める方法による化学物質の

危険性及び有害性の分類をいう。)の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三十一日までに区分された物(次条第二号において「特定危険性有害性区分物質」という。)のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ 別表第3第一号1から7までに掲げる物

ロ 前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

三 前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物(前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。)

四 別表第3第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

**50 頁 労働安全衛生法 第 62 条の下に追加**

法第62条の2 (高年齢者の労働災害防止のための措置)

事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

頁・箇所	修正前	修正後
53 頁 労衛法第 103 条 (書類の保存等) 第 1・2 項	事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第 3 項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。	事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定(第 57 条の 2 第 4 項及びこれに基づく命令の規定を除く。)に基づいて作成した書類(次項及び第 3 項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

	<p>2 登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。</p>	<p>2 <b>登録設計審査等機関</b>、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、<b>設計審査等</b>、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。</p>
<p>53 頁 労働法第 103 条 (書類の保存等) 第 4 項</p>		<p>4 <b>代替化学名等通知者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 5 7 条の 2 第 4 項又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類を、保存しなければならない。</b></p>
<p>54 頁 労働則第 526 条 (昇降するための設備の設置等) 第 1 項</p>	<p>事業者は、高さ又は深さが1.5mをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。</p>	<p>事業者は、高さ又は深さが1.5mを<b>超える</b>箇所で作業を<b>行う</b>ときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。</p>
<p>56 頁 労働則第 563 条 (作業床) 第 3 項 第二号</p>	<p>二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</p>	<p>二 前号の措置を講ずる箇所に<b>関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</b></p>

<p>57 頁 労働則第 564 条 (足場の組立て等 の作業) 第 1 項第 二号</p>	<p>二 組立て、解体又は変更の作業を 行う区域内には、関係労働者以外の 労働者の立入りを禁止すること。</p>	<p>二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内 に<b>当該作業に関する作業従事者以外の者が立 ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇 所に表示することその他の方法により禁止する こと。</b></p>
--	--	--

## 58～59 頁 労働安全衛生規則 第 567 条 (点検) 修正

事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、**点検者を指名して**、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検**させ**、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、**点検者を指名して**、作業を開始する前に、次の事項について点検**させ**、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

- 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の**緩み**の状態
- 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 四 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
- 五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無
- 六 脚部の沈下及び滑動の状態
- 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無
- 八 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 九 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

3 事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果**及び点検者の氏名**
- 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

59 頁 【マンション計画修繕工事等における主な申請・届出】①の表 修正

① 建築関係

申請・届出の名称	届出先	提出者	提出期間	備考
建築確認申請	建築主事	建築主	着工前	確認を必要とする建築設備（エレベーター、エスカレーター等確認を必要とする工作物、広告塔、高置水槽、煙突、擁壁、昇降機等）
建築工事届	都道府県知事	建築主	着工前 （確認申請併願）	10㎡を超えるもの <b>（新築、増築、改築、移転）</b>
建築物除去届	都道府県知事	施工者	着工前 （確認申請）	10㎡を超えるもの
完了検査申請	建築主事	建築主	完了日から4日以内	確認申請建物
建設リサイクル法届	都道府県知事	発注者	解体工事着手7日前	対象建設工事
機械等設置届	労働基準監督署長	施工者	着工30日前	つり足場、張り出し足場及び高さ10m以上（60日以上設置）

60～61 頁 【マンション計画修繕工事における主な申請・届出】⑥・⑦・⑧の表 修正

⑥ 危険物・消火設備関係

申請・届出の名称	届出先	提出者	提出期間	備考
危険物の貯蔵、取扱所				消防法第11条1項
◆設置許可申請	都道府県知事等	設置者	施工前	危険令*第6条
◆完成検査申請	市町村長等	設置者	完成時	危険令*第8条
防火対象物使用開始届	消防長	建物所有者等	使用7日前	火災予防条例
消防用設備等着工届	消防長又は	甲種消防設	着工10日前	消防法第17条の14

	消防署長	備士		
消防用設備等設置届	消防長又は消防署長	所有者、管理者又は占有者	完了後4日以内	消防法第17条の3の2 消防則*第31条の3

⑦ 公害関係

申請・届出の名称	届出先	提出者	提出期間	備考
特定施設設置届 (騒音・振動)	市町村長	設置者	着工30日前	騒音・振動規制法第6条1項
特定建設作業実施届	市町村長	施工者	着工7日前	騒音・振動規制法第14条1項
ばい煙発生施設設置届	都道府県知事	設置者	着工60日前	大防法*第6条1項、 <b>第10条</b>
<b>ばい煙発生施設使用届</b>	<b>都道府県知事</b>	<b>使用者</b>	<b>設置後30日以内</b>	<b>大防法*第7条1項、</b>

⑧ 労務関係

申請・届出の名称	届出先	提出者	提出期間	備考
特定元方事業者： 事業開始報告	労働基準監督署長	施工者	作業開始後、遅滞なく	安衛則* 第664条
適用事業報告	労働基準監督署長	施工者	適用事業後、遅滞なく	労働基準法施行規則 <b>第57条</b>
三六協定届	労働基準監督署長	施工者	休日・時間外作業・予定日開始前	労働基準法 <b>第36条</b>

**86 頁 建築士法 法第3条（一級建築士でなければならない設計又は工事監理）第1項 修正**

次に掲げる建築物(建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章において同じ。)を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場(オーディトリウムを有しないものを除く。)又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が500㎡を**超えるもの**

二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが**16m**を超えるもの**又は地階を除く階数が4以上であるもの**

三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造**又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が300㎡を超えるもの、高さが16mを超えるもの又は地階を除く階数が4以上であるもの**

四 延べ面積が1,000㎡を**超え、かつ、階数が2以上である建築物**

頁・箇所	修正前	修正後
98 頁 労基則第 57 条 (報告事項) 第 1 項本文	使用者は、次の各号のいずれかに該当する 場合においては、遅滞なく、第一号につ いては様式第 2 3 号の 2 により、第二号につ いては労働安全衛生規則様式第 2 2 号によ り、第三号については同令様式第 2 3 号に より、それぞれの事実を所轄労働基準監督 署長に報告しなければならない。	使用者は、次の各号のいずれかに該当する 場合においては、遅滞なく、第一号につ いては様式第 2 3 号の 2 により、第二号につ いては労働安全衛生規則様式第 2 2 号によ り、第三号については <b>同令第 9 7 条第 1 項 に規定する方法</b> により、それぞれの事実を 所轄労働基準監督署長に報告しなければな らない。
98 頁 労基則第 57 条第 2 項	2 前項第三号に掲げる場合において、休 業の日数が 4 日に満たないときは、使用者 は、同項の規定にかかわらず、労働安全衛 生規則様式第 2 4 号により、1 月から 3 月 まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月ま で及び 1 0 月から 1 2 月までの期間におけ る当該事実を毎年各各の期間における最後 の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督 署長に報告しなければならない。	2 前項第三号に掲げる場合において、休 業の日数が 4 日に満たないときは、使用者 は、同項の規定にかかわらず、労働安全衛 生規則 <b>第 9 7 条第 2 項に規定する方法</b> によ り、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、 7 月から 9 月まで及び 1 0 月から 1 2 月ま での期間における当該事実を毎年各各の期 間における最後の月の翌月末日までに、所 轄労働基準監督署長に報告しなければなら ない。
105 頁 建基法第 2 条 (用 語の定義) 第三十 五号	三十五 特定行政庁：建築主事を置く市町 村の区域については当該市町村の長をい い、その他の市町村の区域については都道 府県知事をいう。ただし、第 9 7 条の 2 第 1 項又は第 9 7 条の 3 第 1 項の規定により 建築主事を置く市町村の区域内の政令で定 める建築物については、都道府県知事とす る。	三十五 特定行政庁 <b>この法律の規定によ り建築主事又は建築副主事</b> を置く市町村の 区域については当該市町村の長をいい、そ の他の市町村の区域については都道府県知 事をいう。ただし、第 9 7 条の 2 第 1 項 <b>若 しくは第 2 項</b> 又は第 9 7 条の 3 第 1 項 <b>若し くは第 2 項</b> の規定により建築主事 <b>又は建築 副主事</b> を置く市町村の区域内の政令で定め

		る建築物については、都道府県知事とする。
111 頁 建基令第 19 条 (居室の採光) 第 3 項表中	「居室の区分」	「居室の区分」を「居室の <b>種類</b> 」に改める

### 113 頁下段 9) 屋上広場等の下のコメント 3 行目 消火栓設備以降一部修正

消火栓設備、スプリンクラー設備、貯水槽その他の消火設備については施行令に具体的な基準はないが、消火設備の構造基準は消防法施行令第 2 章第 3 節第 2 款に規定されている。

また、建築基準法では共同住宅の廊下、階段その他の通路で、通常照明を要する部分には非常用の照明装置を設けること（令第 1 2 6 条の 4、第 1 2 6 条の 5）、屋外に設ける避難階段出口からの通路の幅は 1.5m 以上とする（令第 1 2 8 条）旨が規定されている。

頁・箇所	修正前	修正後
114 頁 建基法第 61 条 (防火地域及び準 防火地域内の建築 物) 第 1 項の後		2 項 略
115 頁 建基令第 85 条 (積載荷重) 第 1 項本文の後		1 項次の表及び 2・3 項 略

### 115～116 頁 建築基準法 第 15 条 (届出及び統計) 第 1 項 修正

建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、これらの者は、建築主事等**(大規模建築物を建築し、又は除却しようとする場合にあつては、建築主事)**を経由して、その旨を都道府

県知事に届け出なければならない。ただし、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以内である場合においては、この限りでない。

**116 頁 建築基準法 第 6 条 (建築物の建築等に関する申請及び確認) 第 1 項 修正**

建築主は、第一号**若しくは第二号**に掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号**又は第二号**に規定する規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。))その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事**又は建築副主事**(以下「**建築主事等**」という。)の確認(**建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。**)を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第一号**若しくは第二号**に掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号**又は第二号**に規定する規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもの
- 二 **前号に掲げる建築物を除くほか**、2以上の階数を有し、又は延べ面積が 200 m<sup>2</sup>を超える**建築物**
- 三 前二号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成十六年法律第百十号)第七十四条第一項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

**117 頁 建築基準法 第 87 条の 4 (建築設備への準用) 修正**

政令で指定する昇降機その他の建築設備を第 6 条第 1 項第一号**又は第二号**に掲げる建築物に設ける場合においては、同項(第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による確認又は第 1 8 条第 2 項(第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第 6 条(第 3 項、第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 6 条の 2(第 3 項を除く。)、第 6 条の 4(第 1 項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第 7 条から第 7 条の 4 まで、第 7 条の 5(第 6 条の 4 第 1 項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第 7 条の 6、第 1 8 条(第 5 項から第 1 4 項まで及び第 4 1 項を除く。)及び第 8 9 条から第 9 0 条の 3 までの規定を準用する。この場合において、第 6 条第 4 項中「同項第一号**又は第二号**に係るものにあつてはその受理した日から 3 5 日以内に、同項**第三号**に係るものにあつてはその受理した日から 7 日以内に」とあるのは、「その受理した日から 7 日以内に」と読み替えるものとする。

頁・箇所	修正前	修正後
117 頁 建基令第 146 条 (確認等を要する 建築設備) 第 1 項 第一号	一 エレベーター及びエスカレーター	一 エレベーター(使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)及びエスカレーター
119 頁 既存不適格建築物 の増改築等に対す る制限の緩和の範 囲(要約) 適用 除外項目「用途地 域等関係」	用途地域等関係 (法第 48 条第 1 項～第 13 項)	用途地域等関係 (法第 48 条第 1 項～第 14 項)

130 頁 建基法第 52 条 (容積率) 第 3 項 下段	(以下この項及び第 6 項において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分 (第 6 項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。)	(以下この項並びに第 6 項第二号及び第三号において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(第 6 項各号に掲げる建築物の部分を除く。以下この項において同じ。)
---	---	---

### 130 頁 建築基準法 第 52 条 (容積率) 第 6 項 修正

6 第 1 項、第 2 項、次項、第 1 2 項及び第 1 4 項、第 5 7 条の 2 第 3 項第二号、第 5 7 条の 3 第 2 項、第 5 9 条第 1 項及び第 3 項、第 5 9 条の 2 第 1 項、第 6 0 条第 1 項、第 6 0 条の 2 第 1 項及び第 4 項、第 6 8 条の 3 第 1 項、第 6 8 条の 4、第 6 8 条の 5、第 6 8 条の 5 の 2、第 6 8 条の 5 の 3 第 1 項、第 6 8 条の 5 の 4 (第一号ロを除く。)、第 6 8 条の 5 の 5 第 1 項第一号ロ、第 6 8 条の 8、第 6 8 条の 9 第 1 項、第 8 6 条第 3 項及び第 4 項、第 8 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 8 6 条の 5 第 3 項並びに第 8 6 条の 6 第 1 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しないものとする。

一 政令で定める昇降機の昇降路の部分

二 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分

三 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分(給湯設備その他の国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであつて、市街地の環境を害するおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

頁・箇所	修正前	修正後
145 頁 4) 対象事業者 ロ) ハ)	ロ) 常用雇用者数 21 人以上の事業者 ハ) いずれかの第 1 種指定化学物質の年間取扱量が 1 t 以上 (発がん性が高い物質は 0.5 t 以上) の事業所を有する事業者等	ロ) 常用雇用者数 21 人以上の事業者 ( <b>経産省資料「対象事業者要件」</b> ) ハ) いずれかの第 1 種指定化学物質の年間取扱量が 1 t 以上 (発がん性が高い物質は 0.5 t 以上) の事業所を有する事業者等 ( <b>令第 4 条</b> )

145 頁 5) 罰則	5) 罰則 本法に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者は、20万円以下の過料が科される。	5) 罰則 本法に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者は、20万円以下の過料が科される。 <b>(法第24条)</b>
150 頁 1 行目	にあって、特定建設作業に伴う騒音規制・振動規制の対象としている（各法第3条）。	<b>にあっては</b> 、特定建設作業に伴う騒音規制・振動規制の対象として <b>指定している</b> （各法第3条）。

### 150 頁 法第 14 条（特定建設作業の実施の届出） 修正

#### 騒音規制法・振動規制法第 14 条（特定建設作業の実施の届出）

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 三 特定建設作業の場所及び実施の期間（**騒音規制法**）

特定建設作業の**種類、場所、実施期間及び作業時間（振動規制法）**

- 四 騒音（振動）の防止の方法
- 五 その他環境省令で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 前 2 項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

頁・箇所	修正前	修正後
150 頁 騒音規制法・振動規制法 第 14 条（特定建設作業 の実施の届出）の欄外の 注釈	※ 騒音規制法と振動規制法とも同じ条文で第 1 項の第四号の部分のみ読み替え	削除

**150～151 頁 ⑥罰則 修正**

**⑥ 罰則（騒音規制法：第29条、30条、31条、32条、33条、振動規制法：第24条、25条、26条、27条、28条）**

- ・ 特定建設作業の規定に関する勧告及び改善・変更の命令に違反した者は、罰金に処される（騒音規制法：10万円以下、振動規制法：50万円以下）。
- ・ 特定建設作業を行う場合の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は、特定建設作業の状況報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒む等の行為をした者は、罰金に処される（騒音規制法：3万円以下、振動規制法：10万円以下）。
- ・ 指定区域内において特定作業を行う者が作業開始7日前までに工事の目的、種類の届出をしない場合には、過料に処される（騒音規制法：1万円以下、振動規制法：3万円以下）。

**騒音規制法**

- 第29条—第12条、第2項（改善勧告及び改善命令）
- 第30条—第6条、第1項（特定施設の設置の届出）
- 第31条—第7条、第1項（経過措置）
  - 第8条、第1項（特定施設の数等の変更の届出）
  - 第14条、第1項（特定建設作業の実施の届出）
- 第32条—（代表者、代理人等の違反行為）
- 第33条—第10条（氏名変更等の届出）
  - 第11条第3項（承認）
  - 第14条第2項（特定建設作業の実施の届出）

**振動規制法**

- 第24条—第12条、第2項（改善勧告及び改善命令）
- 第25条—第6条、第1項（特定施設の設置の届出）
- 第26条—第7条、第1項（経過措置）
  - 第8条、第1項（特定施設の変更等の届出）
  - 第14条、第1項（特定建設作業の実施の届出）
- 第27条—（代表者、代理人等の違反行為）
- 第28条—第10条（氏名変更等の届出）
  - 第11条第3項（承認）
  - 第14条第2項（特定建設作業の実施の届出）

頁・箇所	修正前	修正後
155 頁 水道法①概要上段	① 概要 水道法は、上水道に関する基本的な	① 概要 水道法は、上水道に関する基本的な法規

	法規で、行政側及び水道事業者の権限、義務、認可や申請の手続き等について規定している。法は57条、施行令は16条、施行規則は57条より成る。なお、平成30年4月1日付けで、水道法の一部を改正する法律が施行され水道の基盤の強化を図るための措置が講じられている。…	で、行政側及び水道事業者の権限、義務、認可や申請の手続き等について規定している。法は57条、施行令は16条、施行規則は <b>68条</b> より成る。なお、平成30年4月1日付けで、水道法の一部を改正する法律が施行され水道の基盤の強化を図るための措置が講じられている。…
156 頁 水道法第4条（水質基準）第2項	2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。	2 前項各号の基準に関して必要な事項は、 <b>環境省令</b> で定める。
156 頁 水道法第5条の2 （基本方針）第1項	厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。	<b>国土交通大臣</b> は、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
157 頁 水道法施行令第6条 （給水装置の構造及び材質の基準）第2項	2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。	2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、 <b>国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）</b> で定める。 <b>3・4項 略</b>
158 頁 水道法第16条の2 （給水装置工事）第3項	3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。	3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、 <b>国土交通省令</b> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

<p>158 頁 水道法施行規則第 13 条（給水装置の軽微な変更）</p>	<p>法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。</p>	<p>法第 16 条の 2 第 3 項の<b>国土交通省令</b>で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。</p>
<p>159 頁 水道法第 25 条の 2（指定の申請）第 2 項</p>	<p>2 第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第 25 条の 4 第 1 項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事業主任技術者の氏名</p> <p>三 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能及び数</p> <p>四 その他厚生労働省令で定める事項</p>	<p>2 第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けようとする者は、<b>国土交通省令</b>で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第 25 条の 4 第 1 項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事業主任技術者の氏名</p> <p>三 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能及び数</p> <p>四 その他<b>国土交通省令</b>で定める事項</p>
<p>159 頁 水道法施行規則第 19 条（指定の申請）第 1 項本文</p>	<p>法第 25 条の 2 第 2 項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>法第 25 条の 2 第 2 項第四号の<b>国土交通省令</b>で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p>
<p>159 頁 水道法第 25 条の 3（指定の基準）第 1 項第二・三号</p>	<p>二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことできない者として厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>二 <b>国土交通省令</b>で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことできない者として<b>国土交通省令</b>で定めるもの</p>

	<p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの</p>
160 頁 水道法施行規則第20条見出し・本文	<p>則第20条(厚生労働省令で定める機械器具)</p> <p>法第25条の3第1項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>則第20条(<b>国土交通省令</b>で定める機械器具)</p> <p>法第25条の3第1項第二号の<b>国土交通省令</b>で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。</p>
160 頁 水道法第25条の4 (給水装置工事主任技術者)第1項	<p>指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者の中から、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。</p>	<p>指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、<b>国土交通省令</b>で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者の中から、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。</p>
160 頁 水道法第25条の4第3項第四号	<p>四 その他厚生労働省令で定める職務(則第23条)</p>	<p>四 その他<b>国土交通省令</b>で定める職務</p>

<p>160～161 頁 水道法施行規則第 21 条（給水装置工事主任技術者の選任）第 3 項</p>	<p>3 指定給水装置工事事業者は、前 2 項の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該 2 以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。</p>	<p>3 指定給水装置工事事業者は、前 2 項の<b>規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に 2 以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該 2 以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。</b></p>
<p>161 頁 水道法施行規則第 23 条（給水装置工事主任技術者の職務）第 1 項本文</p>	<p>法第 25 条の 4 第 3 項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。</p>	<p>法第 25 条の 4 第 3 項第四号の<b>国土交通省令</b>で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。</p>
<p>161 頁 水道法第 25 条の 8（事業の基準）</p>	<p>指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。</p>	<p>指定給水装置工事事業者は、<b>国土交通省令</b>で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。</p>
<p>161 頁 水道法施行規則第 36 条（事業の運営の基準）第 1 項本文</p>	<p>法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。</p>	<p>法第 25 条の 8 に規定する<b>国土交通省令</b>で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。</p>
<p>163 頁 水道法第 5 条（施設基準）第 4 項</p>	<p>4 前 3 項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>4 前 3 項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、<b>国土交通省令（前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るため、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・環境省令）</b>で定める。</p>

163 頁 水道法第 33 条（確認の申請）第 1 項	前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。	前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他 <b>国土交通省令</b> で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
164 頁 水道法第 33 条第 4 項 第八号	八 その他厚生労働省令で定める事項	八 その他 <b>国土交通省令</b> で定める事項
164 頁 水道法施行規則第 53 条（確認申請書の添付書類等）第 1 項本文	法第 3 3 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。	法第 3 3 条第 1 項に規定する <b>国土交通省令</b> で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
170 頁 ③法の遡及・不遡及 文中	法第 1 7 1 7 条の 2 の 5 第 2 項	法第 <b>1 7 条の 2 の 5</b> 第 2 項
171 頁 消防令第 34 条（適用が除外されない消防用設備等）第一～七号	一 簡易消火用具 二 自動火災報知設備（別表第 1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ及び (16 の 2) 項から (17) 項までに掲げる防火対象物に設けるものに限る。） 三 ガス漏れ火災警報設備（別表第 1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16 の 2) 項及び (16 の 3) 項に掲げる防火対象物並びにこれらの防火対象物以外の防火対象物で第 21 条の 2 第 1 項第三号に掲げるものに設けるものに限る。） 四 漏電火災警報器 五 非常警報器具及び非常警報設備 六 誘導灯及び誘導標識 七 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であって、	一 簡易消火用具 <b>二 不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するものに限る。）（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）</b> <b>三 自動火災報知設備（別表第 1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ及び (16 の 2) 項から (17) 項までに掲げる防火対象物に設けるものに限る。）</b> <b>四 ガス漏れ火災警報設備（別表第 1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16 の 2) 項及び (16 の 3) 項に掲げる防火対象物並びにこれらの防火対象物以外の防火対象物で第 21 条の 2 第 1 項第三号に掲げるものに設けるものに限る。）</b>

	消火器、避難器具及び前各号に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの	<p><b>五 漏電火災警報器</b></p> <p><b>六 非常警報器具及び非常警報設備</b></p> <p><b>七 誘導灯及び誘導標識</b></p> <p><b>八 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であって、消火器、避難器具及び前各号に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの</b></p>
172 頁 ④法の適用 1) 防火性能	<p>消防法のうち、特に共同住宅の改修工事に係るものを逐条概説する。</p> <p>1) 防火性能（法第 8 条の 3） 高層建築物（高さ31mを超える建築物）において使用する防火対象物品（共同住宅カーテン等）は政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならない。</p>	<p>消防法のうち、特に共同住宅の改修工事に係るものを以下に記述する。</p> <p>1) 防火性能（法第 8 条の 3） 高層建築物（高さ31mを超える建築物）：<b>法第 8 条の 2</b>において使用する防火対象物品（共同住宅カーテン等）は政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならない。</p>
172 頁 ④法の適用 3) 主な消防用設備等の設置基準（要約）の一部	<p>・ 自動火災報知設備（令第 2 1 条第 1 項第四、十一、十四号）：延べ面積が500㎡以上のもの、又は地階、無窓階、1 1 階以上の階</p>	<p>・ 自動火災報知設備（令第 2 1 条第 1 項第四、十一、十四号）：延べ面積が500㎡以上のもの、又は地階、<b>無窓階、3 階以上の階で300㎡以上のもの、1 1 階以上の階</b></p>
174 頁 消防則第 33 条の 18 （工事整備対象設備等着工届）第一・二号	<p>一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書</p> <p>二 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、設備等設置維持計画、法第 1 7 条の 2 第 3 項の評価結果を記載した書面及び法第 1 7 条の 2 の 2 第 2 項の認定を受けた者であることを証する書類</p>	<p><b>一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書で次に掲げるもの</b></p> <p><b>イ 平面図</b></p> <p><b>ロ 配管及び配線の系統図</b></p> <p><b>ハ 計算書</b></p> <p><b>二 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する前号イからハまでに掲げる図書、設備等設置維持計画、法第 1 7 条の 2 第 3 項の評価結果を記載した書面及び法第 1 7 条の 2 の 2 第 2 項の認定を受けた者であることを証する書類</b></p>

**174 頁 則第 31 条の 3 修正**

則第 3 1 条の 3（消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査）

法第17条の3の2の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から4日以内に消防長又は消防署長に別記様式第1号の2の3の届出書に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類を添えて届け出なければならない。

一 消防用設備等 当該設置に係る消防用設備等に関する図書で次に掲げるもの及び消防用設備等試験結果報告書

イ 平面図

ロ 配管及び配線の系統図

二 特殊消防用設備等 当該設置に係る特殊消防用設備等に関する図書で前号イ及びロに掲げるもの、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画（以下「設備等設置維持計画」という。）並びに特殊消防用設備等試験結果報告書

- 2 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等が法第17条第1項の政令若しくはこれに基づく命令、同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（以下この条、第31条の4並びに第31条の5第2項第二号及び同条第3項において「設備等技術基準」という。）又は設備等設置維持計画に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 3 前項の検査において、第31条の4第1項の認定を受け、同条第2項の規定による表示が付されている消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、当該認定に係る設備等技術基準に適合するものとみなす。
- 4 消防長又は消防署長は、第2項の規定による検査をした場合において、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は設備等設置維持計画に適合していると認めるときは、当該防火対象物の関係者に対して別記様式第1号の2の3の2による検査済証を交付するものとする。
- 5 **第1項第一号**の規定による消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等ごとに消防庁長官が定める。

頁・箇所	修正前	修正後
176 頁 消防則第33条の2（消防設備士でなくても行える消防用設備等の整備の範囲）	則第33条の2（消防設備士でなくても行える消防用設備等の整備の範囲） 令第36条の2第2項の総務省令で定める軽微な整備は、屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備のホース又はノズル、ヒューズ類、ネジ類等部品の交換、消火栓箱、ホース格納箱等の補修その他これらに類するものとする。	<b>則第33条の2の2</b> （消防設備士でなくても行える消防用設備等の整備の範囲） 令第36条の2第2項の総務省令で定める軽微な整備は、屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備のホース又はノズル、ヒューズ類、ネジ類等部品の交換、消火栓箱、ホース格納箱等の補修その他これらに類するものとする。

<p>184 頁 消防令別表第一 (6)ロ表中 (5)</p>	<p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）</p>	<p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条<b>第18項</b>に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）</p>
<p>184～185 頁 消防令別表第一 (6)ハ表中 (4) (5)</p>	<p>(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p>	<p>(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第<b>3項</b>に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、<b>同条第13項に規定する就労選択支援</b>、同条<b>第14項</b>に規定する就労移行支援、同条<b>第15項</b>に規定する就労継続支援若しくは同条<b>第18項</b>に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p>

別記様式第1号の7（第33条の18関係）

工事整備対象設備等着工届出書

				年 月 日		
消防長（消防署長）（市町村長） 殿		届出者				
		住所		_____		
		氏名		_____		
工 事 の 場 所						
工 事 を 行 う 防 火 対 象 物 の 名 称						
工事整備対象設備等の種類						
工事等の工事整備対象施設工備者	住 所	電話（ ）				
	氏 名 〔法人の場合は名称 及び代表者氏名〕					
消防設備士	免 状 の 種 類 及 び 指 定 区 分	種 類 等	交 知	付 事	交 付 年 月 日	講 習 受 講 状 況
		甲・種 類	都 道 府 県	第 号	年 月 日	受 講 地
工 事 の 種 別		1 新設 5 改造	2 増設 6 その他	3 移設	4 取替え	
着 工 予 定 日				完 成 予 定 日		
受 付 欄*				経 過 欄*		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 工事の種類の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

187頁 消防法施行規則 別記様式第1号の2の3 修正

別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係)

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書										
年 月 日										
消防長（消防署長）（市町村長） 殿										
届 出 者										
住 所 _____										
氏 名 _____										
下記のとおり、消防用設備等（特殊消防用設備等）を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。										
記										
設置者	住 所			電話（ ）						
	氏 名									
対 象 物	所 在 地									
	名 称									
	用 途									
	構 造、規 模			造地上		階地下		階		
			床面積		m <sup>2</sup>		延べ面積		m <sup>2</sup>	
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類										
工 事	種 別			新 設、増 設、移 設、取替え、改 造、その他（ ）						
	施 工 者 住 所 氏 名	住 所			電話（ ）					
氏 名										
事	消 防 設 備 士	住 所								
		氏 名								
	免 状	種 類 等		交 付 知 事		交 付 年 月 日		講 習 受 講 状 況		
		甲・乙		都道府県		交 付 番 号		受 講 地	受 講 年 月	
完 成 年 月 日										
受 付 欄*			決 裁 欄*				備 考*			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。  
 3 ※欄には、記入しないこと。

**188 頁の前 消防法施行規則 別記様式第 1 号の 2 追加**

別記様式第 1 号の 2 (第 3 条、第 51 条の 8 関係)

消防計画作成 (変更) 届出書

年 月 日		
消防長 (消防署長) (市町村長) 殿		
<input type="checkbox"/> 防火 管理者 <input type="checkbox"/> 防災		
住 所 _____  氏 名 _____		
別添のとおり、 <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 防災 管理に係る消防計画作成 (変更) したので届け出ます。		
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物		
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)		
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)		
防火対象物 又は _____ の用途 <sup>※1</sup> 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	令別表第 1 <sup>※1</sup>	( ) 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)		
受 付 欄 <sup>※2</sup>	経 過 欄 <sup>※2</sup>	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。  
 3 ※1 欄は、複数権原の場合にあつては管理権原に属する部分の情報を記入すること。  
 4 ※2 欄は、記入しないこと。

頁・箇所	修正前	修正後
195 頁 電気工事業法第 2 条 (定義) 第 5 項	5 この法律において「一般用電気工作物」とは電気工事士法第 2 条第 1 項に規定する一般用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同条第 2 項に規定する自家用電気工作物をいう。	5 この法律において「一般用電気工作物 <b>等</b> 」とは電気工事士法第 2 条第 1 項に規定する一般用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同条第 2 項に規定する自家用電気工作物をいう。

**196～197 頁 電気工事士法第 2 条・第 3 条・電気事業法第 38 条 修正**

(電気工事士法) 法第 2 条 (用語の定義)

この法律において「一般用電気工作物**等**」とは、**一般用電気工作物**（電気事業法（昭和39年法律第170号）第 3 8 条第 1 項に規定する一般用電気工作物をいう。**以下同じ**）**及び小規模事業用電気工作物**（同条第 3 項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。**以下同じ。**）をいう。

2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第 3 8 条**第 4 項**に規定する自家用電気工作物（**小規模事業用電気工作物及び発電所、変電所、最大電力 500kW以上の需要設備**（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物（同法第 2 条第 1 項第十八号に規定する電気工作物をいう。）の総合体をいう。）その他の経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。

3 この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物**等**又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。

4 この法律において「電気工事士」とは、次条第 1 項に規定する第 1 種電気工事士及び同条第 2 項に規定する第 2 種電気工事士をいう。

(電気工事士法) 法第 3 条 (電気工事士等)

第 1 種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第 1 種電気工事士」という。）でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事（第 3 項に規定する電気工事を除く。第 4 項において同じ。）の作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

2 第 1 種電気工事士又は第 2 種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第 2 種電気工事士」という。）でなければ、一般用電気工作物**等**に係る電気工事の作業（一般用電気工作物**等**の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く）に従事してはならない。

3、4項 略

(電気事業法) 法第38条 (定義)

この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物であつて、構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置するものをいう。ただし、小規模発電設備（低圧（経済産業省令で定める電圧以下の電圧をいう。第一号において同じ。）の電気に係る発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の発電用の電気工作物と同一の構内に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所として経済産業省令で定める場所に設置するものを除く。

一 電気を使用するための電気工作物であつて、低圧受電電線路（当該電気工作物を設置する場所と同一の構内において低圧の電気を他の者から受電し、又は他の者に受電させるための電線路をいう。次号ロ及び第3項第一号ロにおいて同じ。）以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

二 小規模発電設備であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 出力が経済産業省令で定める出力未満のものであること。

ロ 低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないものであること。

三 前二号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

2 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

3 この法律において「小規模事業用電気工作物」とは、事業用電気工作物のうち、次に掲げる電気工作物であつて、構内に設置するものをいう。ただし、第1項ただし書に規定するものを除く。

一 小規模発電設備であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 出力が第1項第二号イの経済産業省令で定める出力以上のものであること。

ロ 低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないものであること。

二 前号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

4 この法律において「自家用電気工作物」とは、次に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

一 一般送配電事業

二 送電事業

三 配電事業

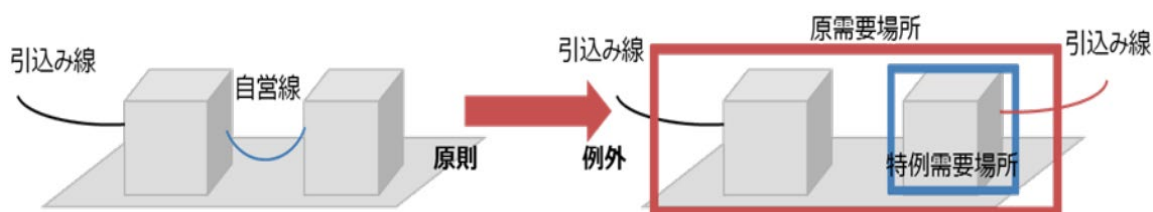
四 特定送配電事業  
五 発電事業であつて、その事業の用に供する発電等用電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの

197 頁 ③ 電気工事業の登録の前に追加

## 参考資料 2 電動車用充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特別措置

従来、電気需給契約は、同一敷地内においては一つの契約とすることが原則となつていますが、電動車の普及がグリーンイノベーション推進の観点から重要であり、現在の電動車の走行能力にも鑑みて、その普及促進には充電器の整備が不可欠であることから、平成 24 年 4 月 1 日より電動車用急速充電器を設置する場合に「同一敷地内において複数の電気需給契約が可能となる特別措置」が適用されました。

その後、令和 3 年 4 月 1 日の電気事業法の改正により、急速充電器だけでなく普通充電器についても同一敷地内複数契約をすることが可能となりました。ただし、電気事業法施行規則第 3 条第 3 項第一号から第四号までを満足するものに適用され、電力会社へ電気使用を申し込む際に「特例区域等の適用に関する確認書」を提出し、特例需要場所として必要要件が満足していることを確認する必要があります。同確認書は、各電力会社のホームページから取得できます。図参 2-1



図参2-1. 同一敷地内複数契約のイメージ  
出展：経済産業省 資源エネルギー庁

特例需要場所への該当を判断するに当たっては、規則第 3 条第 3 項第 2 号において、「保安上の支障がないことが確保されていること」が要件の一つとなっています。

【電気事業法施行規則第 3 条】

第3条 法第2条第1項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要は、一の需要場所ごとに次の各号のいずれかに該当するものとする。

～略～

3 前項第一号から第三号までに掲げる一の需要場所（以下この条において「原需要場所」という。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置に伴い必要な設備であつて、次の各号に掲げる要件を満たす設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下この項において「特例需要場所」という。）については、当該設備の設置に際し、当該設備に係る電気の使用人又は小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があつたときは、前項の規定にかかわらず、一の需要場所とみなす。

一 公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針並びに保守及び保安等の業務のための立入り（当該設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にあつては当該設備付近への一般送配電事業者の立入り）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

二 原需要場所における他の電気工作物と電氣的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。

三 特例需要場所における配線工事その他の工事に関する費用は、当該特例需要場所の電気の使用人又は小売電気事業者が負担するものであること。

四 特例需要場所を一の需要場所とみなすことが社会的経済的事実を照らして著しく不適切であり、当該特例需要場所を供給区域に含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用人の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

頁・箇所	修正前	修正後
207 頁 ②建築物に係る対象者	② 建築物に係る対象者 一 建築主 二 建築物の所有者 三 屋根、壁又は、床の修繕、模様替え施工者 四 空調設備の設置者又は、改修者など	② 建築物に係る対象者 一 建築主 二 建築物の所有者（又は、 <b>管理者</b> ） 三 屋根、壁又は、床の修繕、模様替え施工者 四 空調設備の設置者又は、改修者など

208～211 頁 18. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

R7. 4/1 法改正に伴い下記テキスト全面差し替え

18. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）

① 目的

法第1条（目的）

この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」

という。)に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

## ②建築主等及び建築士の努力

### 法第6条（建築主等及び建築士の努力）

建築主は、その建築（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）をしようとする建築物について、エネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準（第2条第2項の条例で付加した事項を含む。次章第一節において同じ。）に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。）を図るよう努めなければならない。

2 建築主は、その修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。次項、第29条第1項及び第62条において同じ。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。

3 建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならない。

### 法第10条（建築主の基準適合義務）

建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。

ただし、同法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第6条第1項、第4項若しくは第7項若しくは第6条の2第1項、第4項若しくは第6項の規定又は同法第18条第3項、第4項、第15項、第16項若しくは第19項の規定の適用及び同法第7条の5に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第7条第4項若しくは第5項、第7条の2第1項、第5項若しくは第7項、第7条の3第4項、第5項若しくは第7項若しくは第7条の4第1項、第3項若しくは第7項の規定又は同法第18条第21項から第23項ま

で、第26項、第29項、第30項、第32項、第34四項若しくは第37項の規定の適用については、この限りでない。

**令第3条（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模）**

法第10条第1項の政令で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積（内部に間仕壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するものうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の1以上であるものの床面積を除く。）の合計が10㎡であることとする。

**③ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定**

**法第29条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）**

建築主等は、エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る資金計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

3 建築主等は、第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）のエネルギー消費性能の一層の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等（申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等（熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。）をいう。）を設置しようとするとき（当該他の建築物に熱源機器等（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。）は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 他の建築物の位置

- 二 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
  - 三 その他国土交通省令で定める事項
- 4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第1項の規定による認定の申請をすることができない。
- 一 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。
  - 二 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき（当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。）。

#### ④ 省エネ性能向上計画認定と容積率の特例（緩和）

新築又は改修等の計画がエネルギー消費性能向上計画の基準に適合すること等について、所管行政庁の認定を受けると通常の建築物の床面積を超える部分を10%を上限として不算入となり、容積率の特例を受けることができる。

省エネ性能向上を目的とした設備等増設に関する床面積の緩和

#### **法第35条**（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例）

建築基準法第52条第1項、第2項、第7項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第二号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5（第二号イを除く。）、第68条の5の2（第二号イを除く。）、第68条の5の3第1項（第一号ロを除く。）、第68条の5の4（第一号ロを除く。）、第68条の5の5第1項第一号ロ、第68条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率（同法第59条第1項、第60条の2第1項及び第68条の9第1項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第52条第3項及び第6項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に**第29条**第3項各号に掲げる事項が

記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。

**令第7条**（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積）

**法第35条**第1項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の10分の1を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の10分の1）とする。

2 **法第35条**第2項の規定により同条第1項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

頁・箇所	修正前	修正後
212 頁 大気汚染防止法第2 条（定義等）第11項	11 この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。	11 この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令（ <b>令第3条の3</b> ）で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
213 頁 大気汚染防止法第2 条（定義等）の後		<b>令第2条の4（特定粉じん）</b> <b>法第2条第8項の政令で定める物質は、石綿とする。</b>

220 頁・中段欄外	※ 屋外広告物法	※ 屋外広告物法（ <b>法第2条 定義</b> ）
221 頁 景観法第8条（景観計画）第2項第四号ロ	ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和27年法律第180号）による道路、河川法（昭和39年法律第167号）による河川、都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第10条第2項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項	ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和27年法律第180号）による道路、河川法（昭和39年法律第167号）による河川、都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾、 <b>漁港及び漁場の整備等に関する法律</b> （昭和25年法律第137号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第10条第2項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
221 頁 景観法第8条第2項第四号ハ（7）	(7) 漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準	(7) <b>漁港及び漁場整備等に関する法律</b> 第39条第1項の許可の基準
222 頁 景観法第16条（届出及び勧告等）第1項第三号	三 都市計画法第4第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	三 都市計画法第 <b>4条</b> 第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
229 頁 バリアフリー法第1条（目的）	この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共	この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に <b>鑑み</b> 、公共交通機関の旅客施設及び

	交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。	車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、 <b>移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置</b> その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
229 頁 バリアフリー法第 2 条（定義）本文	この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、 <b>当該各号に定めるところによる。</b>
230 頁 バリアフリー法第 2 条第十九号	十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。	十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物 <b>その他の特定建築物</b> であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
230 頁 バリアフリー法第 2 条第二十二号	二十二 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第 9 7 条の 2 第 1 項又は第 9 7 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。	二十二 所管行政庁 <b>建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事</b> を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、 <b>同法第 9 7 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項又は第 9 7 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項</b> の規定により建築主事 <b>又は建築副主事</b> を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
232 頁・上段	○移動式円滑化経路（要旨）	○移動 <b>等</b> 円滑化経路（要旨）

<p>233 頁 バリアフリー法第 17 条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）第 4～6 項</p>	<p>4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。第 7 項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。</p> <p>5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。</p> <p>6 建築基準法第 1 8 条第 3 項及び第 1 4 項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第 1 4 条第 1 項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。</p>	<p>4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第 6 条第 1 項(同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。第 7 項において同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事<b>又は建築副主事</b>の通知(以下この条において「適合通知」という。)を受けよう申し出ることができる。</p> <p>5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事<b>又は建築副主事</b>に通知しなければならない。</p> <p>6 建築基準法第 1 8 条第 3 項及び第 <b>1 5</b> 項の規定は、建築主事<b>又は建築副主事</b>が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事<b>又は建築副主事</b>は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第 1 4 条第 1 項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。</p>
<p>233 頁 バリアフリー法第 17 条第 8 項</p>	<p>8 建築基準法第 1 2 条第 8 項、第 9 3 条及び第 9 3 条の 2 の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。</p>	<p>8 建築基準法第 1 2 条第 8 項、第 9 3 条及び第 9 3 条の 2 の規定は、建築主事<b>又は建築副主事</b>が適合通知をする場合について準用する。</p>
<p>235 頁 バリアフリー法第 24 条（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）</p>	<p>建築物特定施設（建築基準法第 5 2 条第 6 項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保す</p>	<p>建築物特定施設(建築基準法第 5 2 条第 6 項<b>第一号</b>に規定する昇降機並びに<b>同項第二号に規定する</b>共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基</p>

	<p>る上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第14項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。</p>	<p>準に適合するものについては、当該建築物を同条第14項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。</p>
<p>235 頁 バリアフリー令第26条（認定特定建築物等の容積率の特例）</p>	<p>「令第26条」</p>	<p>「令第26条」を「<b>令第27条</b>」に改める</p>
<p>239 頁 品格法施行規則第5条（建設住宅性能評価の申請）第1項中段</p>	<p>…建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（変更建設住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。）及び建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあつては、確認済証の写しの添付を要しない。</p>	<p>…建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（変更建設住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。）<b>並びに</b>建築基準法第6条第1項又は<b>第18条第3項若しくは第4項</b>の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第6条第1項の規定による<b>確認若しくは同法第18条第2項の規定による通知</b>を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあつては、確認済証の写しの添付を要しない。</p>

**240 頁 ④既存住宅における評価対象住宅の範囲 ■性能表示事項の適用（既存住宅） 修正**

■ 性能表示事項の適用（既存住宅）

性能表示項目		戸建て	共同住宅
個別性能：1～9			
1 構造の安定に関すること	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	○	○
	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	○	○

	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	○	○
	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	○	○
	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	○	○
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	○	○
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	○	○
2 火災時の <b>安定</b> に関すること	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	○	○
	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	-	○
	2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	-	○
	2-4 脱出対策（火災時）	○	○
	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	○	○
	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	○	○
	2-7 耐火等級（界壁及び界床）	-	○
3 劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	○	○
4 維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	○	○
	4-2 維持管理対策等級（共用配管）	-	○
	4-3 更新対策（共用排水管）	-	○
	4-4 更新対策（住戸専用部）	-	○
5 <b>温熱環境</b> に関すること	5-1 断熱等性能等級	○	○
	5-2 一次エネルギー消費量等級	○	○
6 空気環境に関すること	<b>6-1</b> 換気対策（局所換気対策）	○	○
	<b>6-2</b> 室内空気中の化学物質の濃度等	○	○
	<b>6-3</b> 石綿含有建材の有無等	○	○
	<b>6-4</b> 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	○	○
7 光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	○	○
	7-2 方位別開口比	○	○
8 高齢者等への配慮に関すること	<b>8-1</b> 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	○	○
	<b>8-2</b> 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	-	○
9 防犯に関すること	<b>9-1</b> 開口部の侵入防止対策	○	○

頁・箇所	修正前	修正後
243 頁 耐震改修促進法第 25 条（区分所有建築物	3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第 17 条第	3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第 17 条第 1 項に規定する共用部分の変更に該

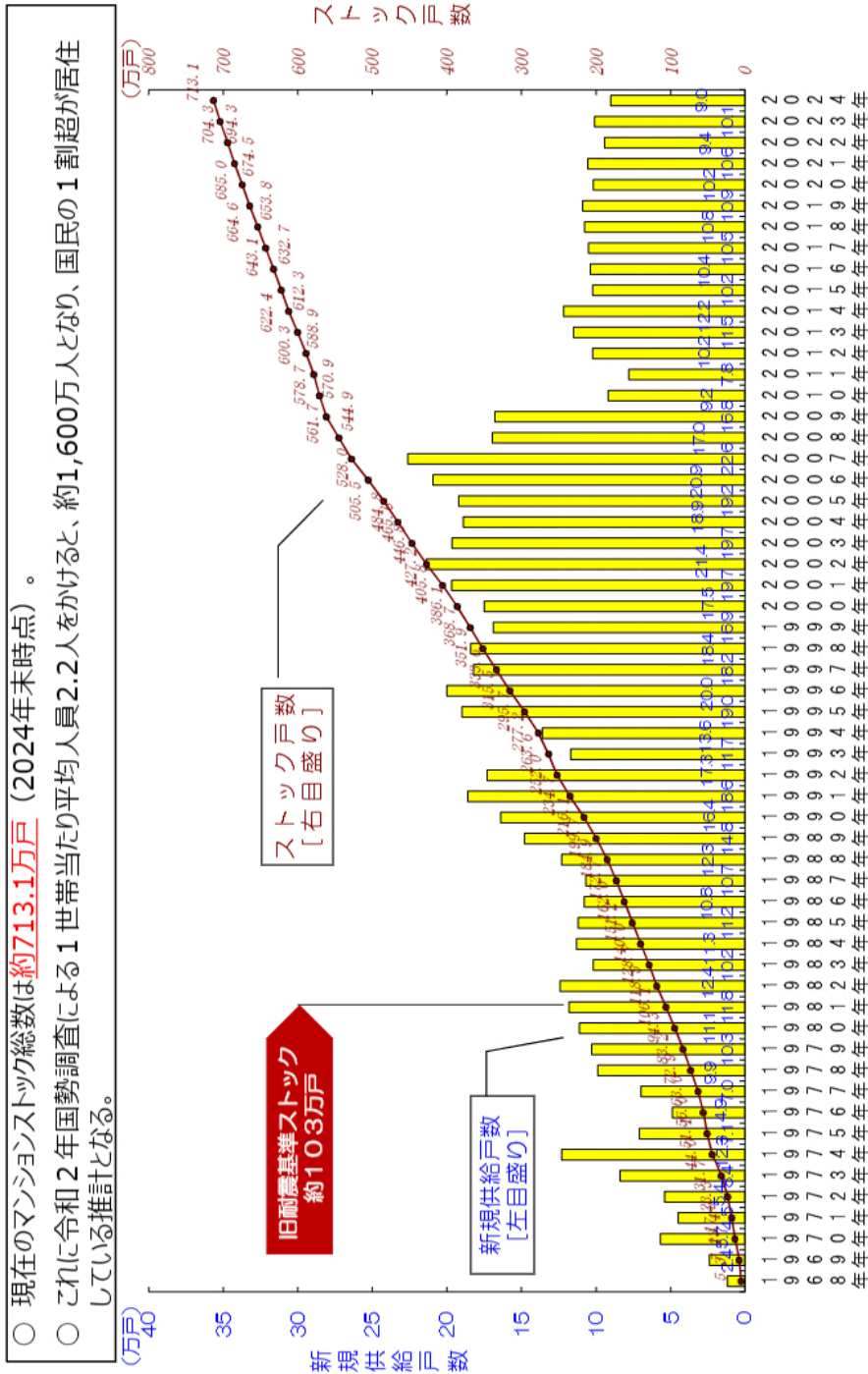
<p>の耐震改修の必要性に係る認定) 第3項</p>	<p>1項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。</p>	<p>当する場合における同条の規定の適用については、同項中「集会において、区分所有者(議決権を有しないものを除く。以下この項及び第3項において同じ。)の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上)の者であつて議決権の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上)を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3(これを下回る割合(2分の1を超える割合に限る。))を規約で定めた場合にあつては、その割合)以上の多数による決議」とあり、及び同条第3項中「集会において、区分所有者の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上)の者であつて議決権の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上)を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3(これを下回る割合(2分の1を超える割合に限る。))を規約で定めた場合にあつては、その割合)以上の多数による決議」とあるのは、「集会の決議」とし、同条第5項の規定は、適用しない。</p>
----------------------------	--	--

**243頁 ②対象となるマンション 修正**

② 対象となるマンション

旧耐震基準で建築された分譲マンションの数は、約**103万戸**といわれており、**2024年**度の全体ストック戸数約**713.1万戸**の約15%に当たる。また、この耐震改修促進法の対象となる旧耐震基準の建物とは、都道府県が作成する耐震改修促進計画で指定された緊急輸送道路等に面した、倒壊等により道路を閉塞させるものが対象となっている

### 分譲マンションストック数の推移



※ 新規供給戸数は、建築着工統計等に基づき推計。  
 ※ ストック戸数は、新規供給戸数の累積等に基づき、各年末時点の戸数を推計。  
 ※ ここでいうマンションとは、中高層（3階建て以上）、分譲・共同建て、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の住宅をいう。  
 ※ 1968年以前の分譲マンションの戸数は、国土交通省が把握している公団・公社住宅の戸数を基に推計した戸数。

頁・箇所	修正前	修正後
246 頁・下段	(全面道路に面する部分の長さが 2 5 m を超える塀の場合)	(前面道路に面する部分の長さが 2 5 m を超える塀の場合)
250 頁 耐震改修促進法第 17 条 (計画の認定) 第 3 項第四号イ	イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第 2 7 条第 2 項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。	イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、 <b>当該建築物</b> が建築基準法第 2 7 条第 2 項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
251 頁 耐震改修促進法第 17 条第 10 項	10 第 1 項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第 1 8 条第 2 項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 3 項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。	10 第 1 項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第 1 8 条第 2 項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 3 項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を <b>建築主事又は建築副主事</b> に通知するものとする。
258 頁 区分所有法第 6 条 (区分所有者の権利義務等) 第 2 項	2 区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲内において、他の区分所有者の専有部分又は自己の所有に属しない共用部分の使用を請求することができる。この場合において、他の区分所有者が損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない。	2 区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲内において、他の区分所有者の専有部分 <b>若しくは</b> 自己の所有に属しない共用部分 <b>を使用し、又は自らこれらを保存することを</b> 請求することができる。この場合において、他の区分所有者が損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない。
262 頁 区分所有法第 17 条 (共用部分の変更)	法第 1 7 条 (共用部分の変更) 共用部分の変更 (その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。) は、区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会の	法第 1 7 条 (共用部分の変更) 共用部分の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。 <b>第 5 項において同じ。)</b> )は、 <b>集会において、</b> 区分所有者

	<p>決議で決する。ただし、この区分所有者の定数は、規約でその過半数まで減ずることができる。</p> <p>2 前項の場合において、共用部分の変更が専有部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分の所有者の承諾を得なければならない。</p>	<p>(議決権を有しないものを除く。以下この項及び第3項において同じ。)の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上)の者であつて議決権の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上)を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3(これを下回る割合(2分の1を超える割合に限る。))を規約で定めた場合にあつては、その割合)以上の多数による決議で決する。</p> <p>2 前項の場合において、共用部分の変更が専有部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分の所有者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項の決議により共用部分の変更をする場合において、規約に特別の定めがあるときは、当該共用部分の変更に伴い必要となる専有部分の保存行為又は専有部分の性質を変えない範囲内においてその利用若しくは改良を目的とする行為(次項及び次条第4項において「専有部分の保存行為等」という。)は、集会において、区分所有者の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上)の者であつて議決権の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上)を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3(これを下回る割合(2分の1を超える割合に限る。))を規約で定めた</p>
--	---	--

		<p>場合にあつては、その割合)以上の多数による決議で決することができる。</p> <p>4 前項の決議をする場合において、専有部分の保存行為等の態様又は費用の分担に関する事項を定めるときは、決議の対象となる専有部分の区分所有者の利用状況、当該専有部分の保存行為等について区分所有者が支払った対価その他の事情を考慮して、区分所有者間の利害の衡平が図られるようにしなければならない。</p> <p>5 共用部分の設置若しくは保存に瑕疵があることによつて他人の権利若しくは法律上保護される利益が侵害され、若しくは侵害されるおそれがある場合におけるその瑕疵の除去に関して必要となる共用部分の変更又は高齢者、障害者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。)の移動若しくは施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上若しくは施設の利用上の利便性及び安全性を向上させるために必要となる共用部分の変更についての第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「4分の3」とあるのは、「3分の2」とする。</p>
--	--	--

262 頁 下から 1~4 行目 修正

法第 17 条第 1 項のただし書きにおいて区分所有者の定数は、管理規約でその過半数まで減ずることができるがあるのは、区分所有者の決議（定数）は、管理規約で**その過半数まで減ずることができる**という意味であるが、現在使用されている標準管理規約においては、一般的にこの件に触れていないためあまり運用されていない。（**管理規約コメント「第 47 条関係」④ 以降**）

頁・箇所	修正前	修正後
<p>266 頁 区分所有法第 31 条 (規定の設定、変更及び廃止)</p>	<p>規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会の決議によってする。この場合において、規約の設定、変更又は廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。</p> <p>2 前条第 2 項に規定する事項についての区分所有者全員の規約の設定、変更又は廃止は、当該一部共用部分を共用すべき区分所有者の 4 分の 1 を超える者又はその議決権の 4 分の 1 を超える議決権を有する者が反対したときは、することができない。</p>	<p>規約の設定、変更又は廃止は、<b>集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項前段において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各 4 分の 3 以上の多数による決議によってする。</b>この場合において、規約の設定、変更又は廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。</p> <p>2 前条第 2 項に規定する事項についての区分所有者全員の規約の設定、変更又は廃止は、当該一部共用部分を共用すべき区分所有者（<b>議決権を有しないものを除く。</b>）の 4 分の 1 を超える者又はその議決権の 4 分の 1 を超える議決権を有する者が反対したときは、することができない。</p>

<p>266 頁 区分所有法第 34 条 (集会の招集) 第 3 項</p>	<p>3 区分所有者の 5 分の 1 以上で議決権の 5 分の 1 以上を有するものは、管理者に対し、会議の目的たる事項を示して、集会の招集を請求することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。</p>	<p>3 区分所有者 (<b>議決権を有しないものを除く。第 5 項において同じ。</b>) の 5 分の 1 以上の者であつて議決権の 5 分の 1 以上を有するものは、管理者に対し、会議の目的たる事項を示して、集会の招集を請求することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。</p>
<p>267 頁 区分所有法第 34 条 (集会の招集) 第 5 項</p>	<p>5 管理者がないときは、区分所有者の 5 分の 1 以上で議決権の 5 分の 1 以上を有するものは、集会を招集することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。</p>	<p>5 管理者がないときは、区分所有者の 5 分の 1 以上の<b>者であつて</b>議決権の 5 分の 1 以上を有するものは、集会を招集することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。</p>
<p>267 頁 区分所有法第 35 条 (招集の通知) 第 1 項</p>	<p>集会の招集の通知は、会日より少なくとも 1 週間前に、会議の目的たる事項を示して、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸縮することができる。</p>	<p>集会の招集の通知は、会日より少なくとも 1 週間前に、会議の目的たる事項<b>及び議案の要領</b>を示して、各区分所有者 (<b>議決権を有しないものを除く。</b>) に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で<b>伸長</b>することができる。</p>
<p>267 頁 区分所有法第 35 条 (招集の通知) 第 5 項</p>	<p>5 第 1 項の通知をする場合において、会議の目的たる事項が第 17 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 61 条第 5 項、第 62 条第 1 項、第 68 条第 1 項又は第 69 条第 7 項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。</p>	<p><b>削除</b></p>
<p>267 頁 区分所有法第 36 条 (招集手続の省略)</p>	<p>集会は、区分所有者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p>	<p>集会は、区分所有者 (<b>議決権を有しないものを除く。</b>) 全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p>
<p>267～268 頁 区分所有法第 44 条 (占有者の意見陳述権) 第 2 項</p>	<p>2 前項に規定する場合には、集会を招集する者は、第 35 条の規定により招集の通知を発した後遅滞なく、集会の日時、場所及び会議の目的たる事項を建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する場合には、集会を招集する者は、第 35 条の規定により招集の通知を発した後遅滞なく、集会の日時、場所、会議の目的たる事項<b>及び議案の要領</b>を建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>

<p>270 頁 マンション管理適正 化法第 5 条の 3 (管 理計画の認定)</p>	<p>「法第 5 条の 3」</p>	<p>「法第 5 条の 3」を「<b>法第 5 条の 1 3</b>」に改 める</p>
<p>271 頁 ⑤マンション管理業 本文 (マンションの管理 の適正化の推進に関 する法律)</p>	<p>マンション管理業を営もうとする者は、 国土交通省に備えるマンション管理業者登 録簿に登録を受けなければならないことと し、登録の実施、登録簿等の閲覧等につい て所要の規定が設けられている。</p> <p>マンション管理業者は、その事務所ごと に、30組合に 1 人の割合で成年者である専 任の管理業務主任者を置かなければならな いものとされている (法第 4 4 条～第 6 9 条、則第 6 1 条)。</p> <p>管理業務主任者は、マンション管理の前 提となる管理受託内容の重要事項の説明か ら、受託した管理業務の処理状況のチェッ ク及びその報告まで、マンション管理のマ ネジメント業務を担うことを目的として創 設された国家資格である。</p>	<p>マンション管理業を営もうとする者は、 国土交通省に備えるマンション管理業者登 録簿に登録を受けなければならないことと し、登録の実施、登録簿等の閲覧等につい て所要の規定が設けられている。</p> <p>マンション管理業者は、その事務所ごと に、30組合に 1 人の割合で成年者である専 任の管理業務主任者を置かなければならな いものとされている (<b>法第 5 6 条第 1 項、則 第 6 1 条</b>)。</p> <p>管理業務主任者は、マンション管理の前 提となる管理受託内容の重要事項の説明か ら、受託した管理業務の処理状況のチェッ ク及びその報告まで、マンション管理のマ ネジメント業務を担うことを目的として創 設された国家資格である (<b>法第 4 4 条～第 9 0 条</b>)。</p>

**273 頁 27. マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (建替え円滑化法) 件名修正**

**27. マンションの再生等の円滑化に関する法律 (マンション再生法)**

**273～274 頁 法第 1 条 (目的)、法第 2 条 (定義等) 改正**

法第 1 条 (目的)

この法律は、マンション再生事業、マンション等売却事業、マンション除却事業、除却等をする必要のあるマンションに係る特別の措置及び敷地分割事業について定めることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保並びに地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 法第2条（定義等）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 マンション 2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。
- 二 マンションの建替え 現に存する1又は2以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地(これに隣接する土地を含む。)にマンションを新たに建築することをいう。
- 三 マンションの更新 現に存する1又は2以上のマンションについて、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第64条の5第1項に規定する建物の更新を行うことをいう。
- 四 マンションの再建 1又は2以上のマンションが滅失した場合において、当該マンションの敷地であった土地(これに隣接する土地を含む。)にマンションを新たに建築することをいう。
- 五 再生マンション マンションの建替え若しくはマンションの再建により新たに建築されたマンション又はマンションの更新がされた後のマンションをいう。
- 六 マンション建替事業 この法律で定めるところに従って行われるマンションの建替えに関する事業及びこれに附帯する事業をいう。
- 七 マンション更新事業 この法律で定めるところに従って行われるマンションの更新に関する事業及びこれに附帯する事業をいう。
- 八 マンション再建事業 この法律で定めるところに従って行われるマンションの再建に関する事業及びこれに附帯する事業(マンション一括建替等事業を除く。)をいう。
- 九 マンション一括建替等事業 この法律で定めるところに従って団地内建物(区分所有法第69条第1項に規定する団地内建物をいい、その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下同じ。)の全部について行われる次に掲げる事業及びこれらに附帯する事業をいう。
  - イ 団地内建物の一部が滅失した場合におけるマンションの建替え及びマンションの再建に関する事業
  - ロ 団地内建物の全部が滅失した場合におけるマンションの再建に関する事業

- 十 施行者 マンション建替事業、マンション更新事業、マンション再建事業又はマンション一括建替等事業(以下「マンション再生事業」と総称する。)を施行する者をいう。
- 十一 建替前マンション 現に存するマンションであって、マンション建替事業又はマンション一括建替等事業(マンションの再建のみを行うものを除く。)を施行するものをいう。
- 十二 更新前マンション 現に存するマンションであって、マンション更新事業を施行するものをいう。
- 十三 再建敷地 滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地であって、マンション再建事業又はマンション一括建替等事業を施行するものをいう。
- 十四 再生後マンション マンション建替事業、マンション再建事業若しくはマンション一括建替等事業の施行により建築された再生マンション又はマンション更新事業の施行によりマンションの更新がされた後の再生マンションをいう。
- 十五 マンション敷地売却 現に存する1又は2以上のマンション及びその敷地(マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権)を売却することをいう。
- 十六 マンション除却敷地売却 現に存する1又は2以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地(マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権)を売却することをいう。
- 十七 敷地売却 1又は2以上のマンションが滅失した場合において、当該マンションの敷地であった土地(マンションの敷地利用権が借地権であったときは、その借地権)を売却することをいう。
- 十八 マンション敷地売却事業 この法律で定めるところに従って行われるマンション敷地売却に関する事業をいう。
- 十九 マンション除却敷地売却事業 この法律で定めるところに従って行われるマンション除却敷地売却に関する事業をいう。
- 二十 敷地売却事業 この法律で定めるところに従って行われる敷地売却に関する事業をいう。
- 二十一 売却マンション 現に存するマンションであって、マンション敷地売却事業を実施するものをいう。
- 二十二 除却敷地売却マンション 現に存するマンションであって、マンション除却敷地売却事業を実施するものをいう。

- 二十三 売却敷地 滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地であつて、敷地売却事業を実施するものをいう。
- 二十四 マンションの除却 現に存するマンションを除却することをいう。
- 二十五 マンション除却事業 この法律で定めるところに従って行われるマンションの除却に関する事業をいう。
- 二十六 除却マンション 現に存するマンションであつて、マンション除却事業を実施するものをいう。
- 二十七 敷地分割 団地内建物の団地建物所有者(区分所有法第65条に規定する団地建物所有者をいう。以下同じ。)の共有に属する当該団地内建物の敷地又はその借地権を分割することをいう。
- 二十八 敷地分割事業 この法律で定めるところに従って行われる敷地分割に関する事業をいう。
- 二十九 分割実施敷地 敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地をいう。
- 三十 区分所有権 区分所有法第2条第1項に規定する区分所有権をいう。
- 三十一 区分所有者 区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- 三十二 専有部分 区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。
- 三十三 共用部分 区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいう。
- 三十四 マンションの敷地 マンションが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定によりマンションの敷地とされた土地をいう。
- 三十五 敷地利用権 区分所有法第2条第6項に規定する敷地利用権をいう。
- 三十六 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。
- 三十七 借家権 建物の賃借権(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下同じ。)及び配偶者居住権をいう。
- 2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める建物については、マンションとみなして、この法律を適用する。
- 一 区分所有法第70条第1項に規定する一括建替え決議(以下単に「一括建替え決議」という。)の内容により、団地内建物の全部を除却するとともに、同項に規定する再建団地内敷地に同条第四項第二号に規定する再建団地内建物(その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下この号において「再建団地内建物」という。)を新たに建築する場合 現に存する団地内建物(マンションを除く。)及び新たに建

築された再建団地内建物(マンションを除く。)

二 区分所有法第71条第1項に規定する団地内建物敷地売却決議(以下単に「団地内建物敷地売却決議」という。)の内容により、団地内建物及びその敷地(当該団地内建物が所在する土地及び区分所有法第5条第1項の規定により当該団地内建物の敷地とされた土地をいい、これに関する権利を含む。)につき一括して、その全部を売却する場合 現に存する団地内建物(マンションを除く。)

三 区分所有法第84条第1項に規定する一括建替え等決議(以下単に「一括建替え等決議」という。)の内容により、団地内建物の全部を除却するとともに、同項に規定する再建団地内敷地に同条第3項第2号に規定する再建団地内建物(その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下この号において「再建団地内建物」という。)を新たに建築する場合 滅失した団地内建物(マンションを除く。)及び現に存する団地内建物(マンションを除く。)並びに新たに建築された再建団地内建物(マンションを除く。)

四 区分所有法第85条第1項に規定する一括敷地売却決議(以下単に「一括敷地売却決議」という。)の内容により、滅失した団地内建物の敷地等(当該団地内建物が所在していた土地及び当該団地内建物が滅失した当時において区分所有法第5条第1項の規定により当該団地内建物の敷地とされていた土地をいう。)又はこれに関する権利につき一括して、その全部を売却する場合 滅失した団地内建物(マンションを除く。)

## 277頁 法第4条(基本方針) 改正

### 法第4条(基本方針)

国土交通大臣は、マンションの再生等の円滑化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 マンションの再生等の円滑化を図るため講ずべき施策の基本的な方向
- 二 マンションの再生等に向けた区分所有者等の合意形成の促進に関する事項
- 三 マンション再生事業その他のマンションの建替え、マンションの更新又はマンションの再建に関する事業の円滑な実施に関する事項
- 四 再生マンションにおける良好な居住環境の確保に関する事項

- 五 マンションの建替え又はマンションの更新が行われる場合における従前のマンションに居住していた借家権者(借家権を有する者をいう。以下同じ。)及び転出区分所有者(従前のマンションの区分所有者で再生マンションの区分所有者とならないものをいう。以下同じ。)の居住の安定の確保に関する事項
  - 六 マンション敷地売却事業、マンション除却敷地売却事業又は敷地売却事業(以下「マンション等売却事業」と総称する。)その他のマンション敷地売却、マンション除却敷地売却又は敷地売却の円滑な実施に関する事項
  - 七 売却マンション又は除却敷地売却マンション(以下「売却等マンション」と総称する。)に居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項
  - 八 マンション除却事業その他のマンションの除却の円滑な実施に関する事項
  - 八の二 除却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項
  - 八の三 除却等(第163条の56第1項に規定する除却等をいう。第3章第1節において同じ。)をする必要のあるマンションに係る特別の措置に関する事項
  - 九 敷地分割事業その他の除却する必要のある団地内のマンションに係る敷地分割の円滑な実施に関する事項
  - 九の二 マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化に関する基本的な指針(以下「マンション建替等円滑化指針」という。)に関する事項
  - 十 その他マンションの再生等の円滑化に関する重要事項
- 3 基本方針は、住生活基本法(平成18年法律第61号)第15条第1項に規定する全国計画及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第3条第1項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

頁・箇所	修正前	修正後
278 頁 ⑧マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正 本文 4 行目	「除去」	「除去」を「 <b>除却</b> 」に改める
278 頁 ⑧-1 から⑧-4	<p>⑧-1. 法第 102 条第 1 項及び第 103 条の要除却認定を受けた建替えマンションは、一定の敷地面積、市街地環境の整備改善を条件に特定行政庁の許可で一定の容積率の制限の緩和が受けられる。</p> <p>⑧-2. 決議合意者は、決議合意者等の 4 分の 3 以上の同意で、都道府県知事等の認可を受けてマンションおよびその敷地の売却を行う組合を設立できる。</p> <p>⑧-3. この組合は、決議に反対した区分所有者に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すことを請求できる。</p> <p>⑧-4. 耐震改修を伴う大規模修繕の決議要件が、4 分の 3 以上から過半数に緩和された。</p>	<p><b>解説のポイント</b></p> <p>⑧-1. 法第 102 条第 1 項及び第 103 条の要除却認定を受けた建替えマンションは、<b>一定規模</b>の敷地面積、市街地環境の整備改善を条件に特定行政庁の許可で一定の容積率の制限の緩和が受けられる。</p> <p>⑧-2. <b>敷地売却</b>決議合意者は、決議合意者等の 4 分の 3 以上の同意で、都道府県知事等の認可を受けてその敷地の売却を行う組合を設立できる。</p> <p>⑧-3. この組合は、決議に反対した区分所有者に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すことを請求できる。</p> <p><b>⑧-4. 削除</b> ※過去に緩和済みの要件</p>
289 頁 宅建業法第 35 条（重要事項の説明等）第 2～7 項	2～7 項 略	2～ <b>9</b> 項 略
289 頁 宅建業法施行規則第 16 条の 2 の 3（法第 35 条第 1 項第六号の二の国土交通省令で定める書類）第一・二号	<p>一 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項又は同法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書及び同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項又は同法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による計画通知書並びに同法第 6 条第 1 項及び同法第 18 条第 3 項（これらの規定を同法第 87 条第 1 項又は</p>	<p>一 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項又は同法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書<b>並びに</b>同法第 18 条第 2 項<b>及び第 4 項（これらの規定を</b>同法第 87 条第 1 項又は同法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による計画通知書並びに同法第 6 条第 1 項<b>並びに</b>同法第 18 条第 3 項<b>及び第 4 項</b></p>

	<p>同法第 8 7 条の 4 において準用する場合を含む。) の確認済証</p> <p>二 建築基準法第 7 条第 5 項及び同法第 1 8 条第 1 8 項 (これらの規定を同法第 8 7 条の 4 において準用する場合を含む。) の検査済証</p>	<p>(これらの規定を同法第 8 7 条第 1 項又は同法第 8 7 条の 4 において準用する場合を含む。) の確認済証</p> <p>二 建築基準法第 7 条第 5 項<b>並びに</b>同法第 1 8 条<b>第 2 2 項及び第 2 6 項</b>(これらの規定を同法第 8 7 条の 4 において準用する場合を含む。) の検査済証</p>
--	---	--